

日本アルコール・アディクション医学会 会則施行細則

第1章 名誉会員・功労会員の推薦

第1条 評議員は、次の各項のいずれかに該当し、かつ別に規定する要件を満たす者を名誉会員として、理事長に推薦することができる。

- (1) 学術上特に顕著な功績があった者
- (2) 本会の進歩発展に寄与し、本会の運営について多大の貢献があった者

第2条 理事長は、理事会及び評議員会に諮り、その承認を得て、名誉会員に推薦された者に名誉会員の称号を贈ることができる。

第3条 評議員は、次の項に該当し、かつ別に規定する要件を満たす者を功労会員として、理事長に推薦することができる。

- (1) 本会对し長年貢献があったと認められる者

第4条 理事長は、理事会及び評議員会に諮り、その承認を得て、功労会員に推薦された者に功労会員の称号を贈ることができる。

第2章 会費

第5条 会費は、毎年年度末までに納入するものとする。

2. 会員の会費は次のように定める。

- (1) 正会員は年額 7,000 円とする。ただし、理事・監事である正会員は年額 15,000 円、評議員である正会員は年額 12,000 円とする
- (2) 賛助会員は年額一口 20,000 円とする
- (3) 維持施設会員は年額一口 30,000 円とする
- (4) 学生会員は年額 3,500 円とする

第3章 役員を選任

第6条 理事・監事は、選挙を行う年度初めの日をもって満 70 歳未満のものとする。

2. 評議員の中から評議員の投票により、得票上位者からその相当数を選任する。

3. 理事長は理事会の議を経て、評議員の中から専門領域・地域等を考慮して理事長指名理事を若干名委嘱することができる。

第7条 監事は、評議員の中から評議員の投票によりこれを選任する。

第8条 役員任期は定期総会を開催する学術集会の終了日の翌日から 4 年後の定期総会を開催する学術集会の終了日までとする。ただし学会設立初年度に当選した理事は理事長指名によりうち半数を 2 年の任期とし、以降 2 年ごとに半数改選を行う。

第9条 理事長は、役員選任のための投票に当たって、評議員の中から 2 名以上の開票立会人を指名する。開票立会人は開票に関する事務を行う。

第 10 条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 記載した氏名を確認できないもの
- (3) 氏名が重複して記入されている場合、ただし、この場合 1 票だけは有効とする
- (4) 投票に関して、所定の事項（告知事項）を守らないもの

第 11 条 複数の得票同数者のうち、1 名のみを当選者としなければならないときは年長者とする。

第 12 条 投票の管理、執行は、選挙管理委員会が行う。

2. 選挙管理委員会の委員は正会員の中から理事長が委嘱した 8 名以内の者をもって構成する。委員長は理事会においてこれを選任する。
3. 委員長は、開票の結果を理事長に報告する。

第 4 章 評議員の選考

第 13 条 評議員及び名誉会員は、正会員の中から評議員候補者を推薦することができる。

第 14 条 評議員候補者の推薦に当たっては、所定の用紙に候補者の略歴、推薦理由及び業績等を記入し、業績目録に記載した原著論文のうち 3 編について別刷各 2 部を添えて、理事長に提出するものとする。

第 15 条 評議員候補者は次の条件を満たしている者とする。

- (1) 6 年制大学卒業者にあっては満 5 年以上、4 年制大学卒業者にあっては満 6 年以上、アルコール・ニコチン・薬物及びその他の依存に関する研究に従事している者
- (2) 前項にかかわらず、本会の目的に沿って顕著な業績のある正会員

第 16 条 業績目録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) アルコール・ニコチン・薬物及びその他の依存に関する主要原著論文 3 編。
- (2) アルコール・ニコチン・薬物及びその他の依存に関する学会発表 3 回以上。

第 17 条 評議員の任期は、定期総会を開催する学術集会の終了日の翌日から 4 年後の定期総会を開催する学術集会の終了日までとする。

第 5 章 年会長

第 18 条 年会長は、理事長が年会長予定者を推挙し、理事会及び評議員会の議を経てこれを定める。

第 19 条 年会長予定者は前年度の学術集会の終了日の翌日より年会長となり、その任期は主宰する学術集会の終了日までとする。

第6章 顧問

第20条 理事長は、前理事長を顧問とし、前理事長の役職退職から2年間に限り理事会に招聘し、意見を求めることができる。

第21条 顧問は、いかなる会議においても議決権は有しない。

付 則

1. この細則は平成28年4月1日から施行する。
2. この細則を改正する場合には、理事会及び評議員会の承認を経なければならない。